

平成29年8月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年8月24日（木） 午前10時00分～午前10時44分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教育長 首藤 修一

教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 保育・幼稚園課長 西口 寿治

放課後こども課長 西川 博康 ほか担当職員

○ 審議内容

議案第27号 平成28年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第27号「平成28年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」につきまして御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成19年度から毎年度作成しておりまして、本年度で10回目となります。報告書作成に当たり、これまで点検・評価検討委員会を3回実施し、3回目の8月17日には学識経験者として2名の大学教授に出席していただき、御意見、御助言を賜っております。

本日は、教育委員会7月定例会にて協議事項として御提示させていただきましたものを基に、加筆修正したものを御提示させていただいております。内容としましては、教育委員会点検・評価報告書は、平成28年度「めざす守口の教育」に記載されております各取

組み項目につきまして、点検・評価を行い、重点項目ごとに目標、教育委員会の取組み、評価の根拠、今後の方向性、図表及び注釈を記載しております。学校教育分野では、4つの基本方針と14の重点項目がございます。社会教育分野では1つの基本方針と1つの重点項目がございます。それぞれ、個別の取組み項目数は、学校教育分野が45項目、社会教育分野が4項目の、計49項目となっております。

それでは、ページ順に説明させていただきます。

1ページでは、この点検・評価に当たっての趣旨、対象、方法を記載しております。

2ページには、御意見、御助言をいただきました学識経験者、本報告書の構成、平成28年度時点での教育委員の名簿を記載しております。

3ページには、平成28年4月1日現在の教育委員会事務局組織の概要。

4ページ、5ページには、教育委員会会議開催状況、及び案件。

6ページ、7ページには、教育委員の活動状況を記載しております。

8ページ、9ページには、平成28年度の教育委員会の取組みを詳細に記載をしております。

10ページには、平成24年度から平成27年度の決算及び平成28年度の予算を記載しております。

11ページ、12ページには、平成28年8月に市長が策定しました「守口市教育大綱」の概要について記載しております。

13ページには、教育・行政の全体像を示すものとして、「めざす守口の教育」に記載しております概要図を掲載しております。

14ページ以降からは、具体的な点検・評価を項目順に列挙してございます。

学識経験者の御意見、御助言につきましては、各基本方針の最後のページに記載しております。学校教育分野の基本方針1は33ページ、基本方針2は46ページ、基本方針3は54ページ、基本方針4は68ページに、また、社会教育分野の基本方針5は75ページに、76ページには、点検・評価報告書全体について御助言をいただきましたものを記載させていただいております。

今後の予定でございますが、本日御決定賜りましたら、守口市議会9月定例会に本報告書を提出した後、ホームページに掲載するとともに、地区コミュニティセンター、生涯学習情報センター、守口文化センター、市役所に本報告書を設置いたしまして、市民の皆様

に対して公表させていただく予定でございます。

以上、まことに簡単な説明ですが、御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 学識経験者の意見・助言を書き込んでいただいたということなのですが、それに伴って以前に提示されていた部分について、変わったところ等がございましたら、その点についてお話をいただけませんかでしょうか。

○事務局 学識経験者から意見・助言をいただきまして、変わったところにつきましては、10ページの決算・予算のページをお開きいただきたいと思います。こちらの項目に関して、平成28年度の教育費予算について、平成27年度決算と比べますと、減少した項目について主な理由を注釈等を書いていただきましたら、わかりやすいのではとの意見がございましたので、こちらのほうの項目に注釈を入れさせていただいております。

○委員 さつき学園の中学校夜間学級の部分にかかわって、国会議員の方が視察に来られたりしましたが、そのときに少し話題に上ったんだけど、今後、夜間学級がどういふふうになっていくかということに関わって、少し気になっていた部分であって、全国的にみて大阪は結構あるわけですが、他府県は必ずしもないということで、それぞれないところについては、つくるべきであるみたいな、国の意見があったように新聞で見たことがあるのですが、それに関連してということかどうかっていうのでは別にはないのですが、この中学校の夜間学級の在籍数が若干ふえている傾向にあります。日本国籍の人数は変わっていないのだけれども外国籍の人数が増えている。これだけでも資料としてはいいと思うのだけれども、外国籍の方というのは国別に言うと、どういふ方々が増えているのかがもうひとつ見えてこないのでもし、資料をお持ちであれば参考に教えていただきたい。ここに書いてくださいという意味ではなく資料がありましたら教えていただけませんか。

○事務局 国籍別の内訳をお伝えさせていただきます。平成28年度につきましては、まず、日本国籍が39名、韓国朝鮮籍が8名、中国籍が69名、ベトナム籍1名、フィリピン籍5名、タイ籍1名、ネパール籍1名、ブラジル籍1名、インド籍1名、パキスタン籍1名、最後にアフガニスタン籍1名の計128名となっております。ですので、最も多くを占めておりますのが中国籍の生徒ということで、全体の53.9%に当たります。

○委員 実際に中国籍の方が多いということではあるわけですが、その増加しているという原因も中国籍の方が増えているというふうに言えるものですか。そのところはどうかでしょうか。

○事務局 増加の要因としては中国籍の方が増えているという部分につきましては、こちらは従前から中国籍の方が多くを占めておりまして、最近の状況では、生徒さんの国籍

が非常に多国籍化しているという状況はございます。ただ、中国籍の方の割合が多く占めるのは従前からでございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

報告第5号 身体事故に係る損害賠償の決定及びこれに伴う和解について

【説明要旨】

○事務局　それでは、報告第5号「身体事故に係る損害賠償の決定及びこれに伴う和解について」報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、市長の専決処分により次の事故における賠償額の決定を行いました。

平成27年12月14日 月曜日 午後4時20分ごろ、部活動中に陸上部所属の男子生徒が保護者懇談でトレーニング時間に遅れたため、一人で学校の外周路でランニングを行っていた際、西側から南側へと曲がり、顔を下に向けて汗をぬぐったところ、前方を歩いていた相手方と接触しそうになり、相手方の左側に身をかわそうとしましたが、男子生徒の肩が相手方に接触し、相手方が転倒し負傷させたものです。相手方につきましては、左側頭部を打撲し、緊急搬送され外傷性クモ膜下出血、急性硬膜下血腫の診断がされ、2日間の入院と7回の通院を行いました、

平成28年12月16日に後遺障害がなく、治癒との診断がされております。それに伴いまして、賠償額、治療費、傷害慰謝料等も含めまして、34万3,917円を相手方に提示したところ、示談し和解をしております。また、地方自治法第180条第2項の規定によりまして、専決処分をしたときには議会へ報告しなければならないとされておりますので、守口市議会9月定例会で報告を行う予定となっております。

以上、報告させていただきます。

【審議状況】

○委員　事故が起きて、その後は話し合いをしたという結果なんですけど、学校としては今後はどのように対応されていくのか。ここの学校だけではなく他の中学校もありますけど、そこはどういうふうな話し合いになったのかを教えてください。

○事務局　部活動において、外周を使用してるということにつきまして、この事故が発

生しました後、早急に各校における状況を把握させていただきました。その際に、複数校で複数のクラブが外周での練習を実施してる実態がありましたので、この事故を受けて早急に校長会で事故の状況を共有させていただき、その後一切外周練習は行わず敷地内でランニング等を行うという確認がなされ、今現在、外周での部活動練習っていうのは実施してる学校はございません。

○委員 治癒されたということでよかったと思うんですけども、この結果としては生徒が加害者になったというこのケースなんですけれども、一般の方が被害に遭われたという場合もありましょし、生徒同士でけがをするということも当然ありますよね。だから、加害者にもなるし被害者にもなる。そういう状況の中で、いわゆる、昔で言う学校安全センターというんですか、そういうのが適用されるのだと思いますが、今回のこの事案については、それがちょうど該当するということになるのかどうかということについて参考に教えてください。

○事務局 生徒同士のものであるとスポーツ振興センターが保険の対象になるんですが、今回、けがをされた方は市民の方になりますので、学校全体で全国市長会の学校保険賠償保険のほうに入っております、そちらのほうから被害の方に賠償額をお支払いするという形になっております。

○委員 そのいわゆる損害賠償に該当するような案件というのは、年間どれぐらいあるんですか、今までのことを参考に平均してどうのこうのっていう言い方でも結構ですし、ざっとした様子を教えてください。

○事務局 年間、1回あるかないかというところでございます。

○委員 確かに外回りを使うと、市民の方が自転車で走っておられる場合とか、接触するとか、そういうふうになったことっていうのは、ちょっと心配だなと思ってたんですが、外周での練習はもうしないことにされたということであれば、そんなことも心配はないのかなと思うのだけれども、通学路での接触事故とか、いろいろあるけれども、そういう保険が該当するということであればいいかなというふうには思いました。それから、この金額については一般的に、例えばその専門家に査定していただいて決めることだというふうに思うんですが、その点どうですか。

○事務局 全国市長会の入ってる損害賠償保険の保険会社のほうが算定し額を提示していただくということでございます。

○委員　　これは中学校の話でしたが小学校ではないのですか。そういう部活動的なこと自体が、外を使ってやるなんてことはあり得ない。そう理解してよろしいのですか。

○事務局　　小学校ではそのような練習というのは基本的には取り組まれておりません。また、中学校における外周練習ですね、これも当時確認をさせていただいた際に、決して多い数ではなく、逆に今回の事故のように生徒が市民の方にけがをさせてしまうという想定ではなく、先ほどおっしゃっていただきましたように、例えば自転車に生徒がぶつかってしまうとか、交通事故等にあうなどの懸念もありましたので、校長先生方もそのあたりは少し危機感はお持ちでした。ですので、その当時も、そう多くのクラブがそのような練習に取り組まれてるという状況ではございませんでした。

○上記質疑の後、原案通り可決。